

平和条約の締結に関する調書

IV

昭和42年10月

極 秘

100部の中

号

平和条約の締結に関する調書

IV

1951年1～2月の第1次交渉

—1951年1月25日～2月13日—

外務省条約局法規課

条 規

(68)

1

この調書は、1951年1月25日から2月13日にわたる日米第1次交渉の経緯を詳述したものである。

本文と付録と参考資料の3部から成る。交渉に際し彼我の間に取りかわされた書類は洩れなく付録に収録してある。

参考資料として収録したものは、交渉に際し直接彼我の間に取りかわされたものではないが、交渉当時作成された書類または総理から条約局長に回送されてきた書類で講和問題に関連し、かつ、交渉内容を理解するうえに有用と思われるものである。

この調書の作成の過程において田中（弘人）大使と藤崎条約局長からいろいろ有益な教示をうけたことを明らかにしておきたい。

昭和42年10月14日

西 村 熊 雄

目次

は し が き	1
第 1 ダレス使節団の着京	1
第 2 対日講和7原則および議題表の受領	3
第 3 米国提案の研究と対処案の起草	4
第 4 「対処案」の改訂	10
第 5 1月29日の総理ダレス会談	11
第 6 議題にたいする「わが方見解」の作成	13
第 7 「わが方見解」の交付	26
第 8 1月31日の総理ダレス会談	27
第 9 2月1日ないし6日の事務レベル接衝	31
I 2月1日の会談.....	31
II 2月2日の会談.....	36
III 「相互の安全保障のための日米協力協定案」にたいするわが 方「オブザベーション」および「再軍備計画の発足」の作 成と提出	40
IV 2月5日の会談.....	46
V 仮覚書の内容とわが方の意見および設問	54
VI 2月6日の会談.....	61
VII 集団的自衛のための日米協定と行政協定の内容	65
第 10 2月2日、日米協会におけるダレス特使の演説	70
第 11 2月6日の総理マックアーサー元帥会談	80
第 12 2月7日の総理ダレス会談	81
第 13 2月8日、漁業問題に関するダレス特使発総理宛返簡の受領.....	86
第 14 2月8日、行政協定第2章のB表および平和条約後の国連軍に たいする日本の援助に関する先方の提案	87
第 15 2月9日の会談 —5 文書イニシアル—	89
第 16 2月9日の総理のダレス使節団招待晩餐会	90

第 17	ダレス使節団の離日と離日に際してのダレス特使の声明 およ び総理の声明	92
第 18	2月13日の総理の国会にたいする報告演説	95
第 19	2月13日付条約局長の総理にたいする交渉報告書	98
む す び	103
付 録	105
参 考 資 料	281

1951年1～2月の第1次交渉

は し が き

1951年1月11日、國務省は、ダレス顧問が大統領の命によつてマ元帥ならびに日本政府首脳部と対日講和の実現の手段について検討するため対日講和使節団長として大使の資格で近く日本を訪れる旨を発表した。

この発表があるまで、米国内部には、いろいろな動きがあつたようである。たとえば、1950年末には朝鮮における戦況の悪化にともなつて國務・国防両省の間に講和促進に関しふたび意見の対立が生じたと報ぜられ、ニュース・ウィーク誌のごときは「講和促進の最大の障害はクレムリンではなく、むしろ朝鮮にたいする主要基地としての日本の保持に重点をおこうとする（いいかえれば現状のまま占領管理して日本を利用すべしとする）国防省である」と書いた。11日のダレス特派大使訪日の発表は、このような内部対立の報道に終止符をうつものであつた。11日のAP電は「この発表は朝鮮で国連軍が敗退している時機になおかつ対日講和交渉を推進すべきかどうかをめぐつて米國政府部内に存した不安の一時期が終つたことを明らかにしたものである」といい、国防省の一部と國務省との間に見解の対立があつたことをのべた後「統合参謀本部員もついに國務省の見解に同意し、8日アチソン國務・マーシャル国防両長官を交えて開かれた会合で両省間に最終的決定をみ、ダレス顧問の日本訪問を勧告、11日大統領によつて承認されたのだ」と説明した。

講和問題に関する日米交渉一厳格な意味での交渉 *negotiation* ではむろんない、先方は *consultation* といつた、「相談」というのである。はいよいよ目睫の間にせまつた感じがした。

第1 ダレス使節団の着京

ダレス使節団一行をのせた特別軍用機は、25日午後8時25分羽田空港に到着した。夫人を同伴したダレス大使は、出迎へのマックアーサー元帥夫妻、シーボルト外交局長らと握手をかわした後マ元帥と同道宿舎帝國ホテルにむかつた。ダレス大使は、飛